



BUREAU  
VERITAS

Bureau Veritas Services

# ミャンマー ティワラ経済特別区 (SEZ) 向け 中古機械検査サービス



このたびビューローベリタスでは、2015年に、ミャンマー初の大規模工業団地として開業したティワラ経済特別区(SEZ)SEZ向け中古機械に対する検査サービスを開始いたしました。

当地への出荷をお考えの皆様は、是非弊社サービスをご活用下さい。

## 1. ご申請手順

- (1)検査お申し込み
- (2)検査日(立会いによる動作確認試験も併せて実施)
- (3)最終船積み書類入手(最終 INVOICE など)
- (4)証明書ドラフト発行/確認依頼(最終書類入手より2~3営業日を目途)
- (5)最終証明書発行(ドラフト完了ご直ちに)

## 2. 必要書類

### (1)検査実施前

- ・弊社所定申請書(添付の書式を使用下さい)
- ・パッキングリストおよび Proforma INVOICE
- ・LC(コピー)または契約書
- ・その他

### (2)検査後

- ・BL(コピー)、最終 INVOICE およびパッキングリスト

### (注意事項)

- (1)出荷される機械については10年以上の耐用期間があることが求められています。
- (2)船積み前検査証明書発行日より1年以内に輸入を実施することが求められます。

なお、詳細につきましては都度弊社までお問い合わせ下さい。



お問い合わせ

政府指定検査・国際貿易検査部門

〒540-0026 大阪府大阪市中央区本町2丁目4-7 大阪U2ビル 4階

TEL : 06-4790-7035 FAX : 06-4790-7060